

平成22年度 軽自動車税について

平成22年5月に軽自動車税の納税通知書が送付されます。納期限内の納付にご協力をお願いします。

(軽自動車税について)

- 軽自動車税は、毎年4月1日現在において、軽自動車等を所有または使用している方に対して年税で課税されます。
- 普通自動車税とは違い、月割りでの課税計算や払い戻しはありません。
- 車検切れなどにより、実際に運行していない車両であっても、抹消の手続きを行わなければ課税されます。



ナンバープレートの紛失や盗難にあったら、警察及び役場税務課に届出を
盗難にあったり紛失しても警察及び役場税務課に届けないと…
○抹消の手続きができず、いつまでも税金を払うことになります。
○放置車両として発見された場合、盗まれた方の責任になることがあります。
また、人に譲ったときも名義変更の手続きをしないとずっと課税され続けます。

身体障害者等に対する減免について

身体に障害のある方が運転する軽自動車、または身体障害者等の通院・通学等のために、その方と生計を一にする人が運転する軽自動車等について一定の条件で減免を受けることができます。

ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて1障害者につき1台に限ります。

(手続きに必要なもの)

- ・減免申請書
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳等
- ・運転免許証の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・平成22年度軽自動車税納税通知書

(減免申請期限)

平成22年5月24日(月)

(身体障害者減免の該当区分)



障害区分	障害の級別	
	本人運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害者	1級～3級及び4級の1	左に同じ
聴覚障害者	2級及び3級	左に同じ
平衡機能障害	3級	左に同じ
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限り)	左に同じ
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	左に同じ
下肢不自由	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	左に同じ
移動機能障害	1級～6級	1級及び2級、3級(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
心臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
じん臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
呼吸機能障害	1級及び3級	左に同じ
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
小腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級	左に同じ
肝臓機能障害	1級～3級	左に同じ
知的障害		A1及びA2
精神障害		1級(自立支援医療(精神通院医療に限り)受給者証の交付を受けている者)

お問い合わせ／西原町役場税務課 町県民税係 軽自動車税担当 ☎945-4729(内線142)

平成22年度 軽自動車税の納期限は、5月31日(月)です。

お忘れのないよう、よろしく申し上げます。町税の納付は口座振替を利用すると便利です。なお、町税の納付が遅れた場合は、督促・延滞金がかかりますのでご注意ください。

みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。(憲法30条)納税は国民の三大義務のひとつです。

滞納が続きますと差押等をおこなう場合があります。

平成22年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税	6月30日	8月31日	11月1日	平成23年1月31日	
固定資産税	4月30日	7月31日	12月27日	平成23年2月28日	
軽自動車税	5月31日				

【お問い合わせ】税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

「西原町庁舎等複合施設建設検討委員会」の委員募集

庁舎等複合施設の設計にあたり、広くご意見を聞くため、西原町庁舎等複合施設建設検討委員会を設置します。

検討委員会は学識経験者などのほか、一般応募からの公募委員で構成されます。この公募委員について、次の要領で募集します。

【検討委員会の役割】

検討委員会は、庁舎等複合施設建設事業(庁舎・地域防災センター・保健センター・町民ホール)を推進するため、平成21年度に策定された西原町庁舎等複合施設基本構想等を基に策定される基本設計等について、調査および検討を行い、その意見を町長に報告するものです。

【応募資格】

- ①20歳以上(平成22年4月1日現在)で、町内に1年以上居住している方(町職員及び町議会議員でない方)
- ②まちづくりに関心があり、公平・公正な立場から積極的に関与する意思のある方
- ③平日に開催する会議への参加に支障がない方

【募集人員】

3人程度

【任期】

2年

【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入の上、庁舎等複合施設建設室に提出してください。応募用紙はHPからダウンロードできるほか、庁舎等複合施設建設室に備え付けてあります。

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

【提出先】

西原町役場庁舎等複合施設建設室

【申込期限】

5月28日(金)17時必着

【その他】

選考結果は応募者全員に通知します。ただし、選考過程についての問い合わせには応じません。なお、委員報酬は「西原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則」に基づき支払われます。

【お問合せ】

西原町役場庁舎等複合施設建設室 建設係

☎945-5029(又吉・外間)・FAX 946-6086 e-mail: cyousya@town.nishihara.okinawa.jp

西原町のホームページがリニューアル!

西原町のホームページは4月から変わりました!

○検索方法が多様に。情報を調べやすくなりました。

○文字の大きさが変えられて読みやすくなりました。

○最新機能が盛りだくさん!

- ・動画で町の情報発信
「西原町さわふじチャンネル(You Tube)」
- ・カレンダーで行事を表示
「西原町イベントカレンダー」
- ・リアルタイムでつぶやく情報
「西原町Twitterチャンネル」

《西原町公式ホームページ》

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp>

※アドレスは変わりません。

【お問合せ】企画財政課 ☎945-5340(内184)

「グジョブ相談ステーション」相談窓口設置のお知らせ

求職者や事業所のさまざまな相談に対し、沖縄県の委託を受けた企業が各地を巡回し、雇用に関する相談窓口を開設します。西原町では今年度、月に1回程度の開催を予定しています。5月の開催は以下のとおり。

【日時】5月14日(金) 午前9時～午後5時

【場所】町役場 2階会議室

【対象】求職者・求人企業

※6月以降のスケジュール(予定)

西原町(第2週金曜)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	11日	9日	13日	10日	15日	12日	10日	14日	8日	11日

※たとえばこんな人、会社は相談してください!

- 人を雇いたいけど、活用できる制度はない?
- 試験的に人材を採用したい。
- 就職活動してもなかなか結果が出ない。
- やりたい仕事があるけど、どんな資格が必要?
- セミナーとか講習会とか、どうやったら受けられるの?

【お問合せ】産業課 ☎945-4540(内402)